

写

受理番号	陳情第2号
受理年月日	令和8年1月29日

陳 情 書

令和8年1月29日

二宮町議会議長 前田憲一郎 様

湘南ウエスト大磯二宮介護保険事業者連絡会

代表幹事 木内健太郎

吉澤学

神奈川県中郡二宮町山西5-1

0463-73-2881



2027年度報酬改定に向けた地域区分の見直しを求める陳情書

平素より、湘南ウエスト大磯二宮介護保険事業者連絡会の活動にご理解並びにご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険制度改正は3年を目途に改正され、2027年度がその時期となります。

現行の介護報酬については地域区分が設定され、介護保険法上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用額を勘案して設定されています（介護保険法第41条第4項等）。

また、利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映するために、「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価設定をしています。

さらには、各市町村に適用される級地（地域区分）は、公平性・客観性を担保する観点から、公務員（国家・地方）の地域手当の設定がある地域は、原則として当該地域手当の区分に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、一部特例を設けることとされています。

そのような中、昨年の最低賃金の引上げ（神奈川県においては、+63円/時間）があり、連絡会に加盟している介護保険事業者にとって大きな負担増となっております。

特に、二宮町や大磯町のように介護報酬上の地域区分が「6級地」に区割りされている地域ですと、実際の賃金水準や物価高騰に対して介護報酬が追付かない状況が生じる危険性が高くなっています。

現状から見える課題としては、地域区分による神奈川県内の地域間格差の拡大、人件費上昇に対して介護報酬単価が追付いていない、最低賃金上昇による経営圧迫等が考えられ、厚生労働省の令和7年6月25日

「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第47回会合」では、介護・障害・保育の各分野における「地域区分への対応」について、次期報酬改定にて検討する旨の記述が確認されたところです（令和7年6月25日「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」次期報酬改定に向けた検討について）。

以上の状況を踏まえ、二宮町議会においては現在の地域の実情を具に見つめ、この陳情書に込められた思いを汲み、地方自治法第99条に基づく、国への意見書を決議していただきたく、下記のとおり陳情します。

陳情項目

- ① 介護報酬改定における地域区分の再検証および見直しの実施
- ② 二宮町・大磯町及び近隣地域の実際の物価・賃金水準を踏まえた、適正な地域区分への改定
- ③ 地域区分見直しまでの暫定措置への対応

※二宮町・大磯町独自の介護人材確保補助金や運営支援金の創設

※神奈川県への要望を通じた財政的支援の拡充 等